

亀山市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第12号

亀山市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の特殊勤務手当に関する規則（平成17年亀山市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別表病院手当の項及び研究手当の項を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。